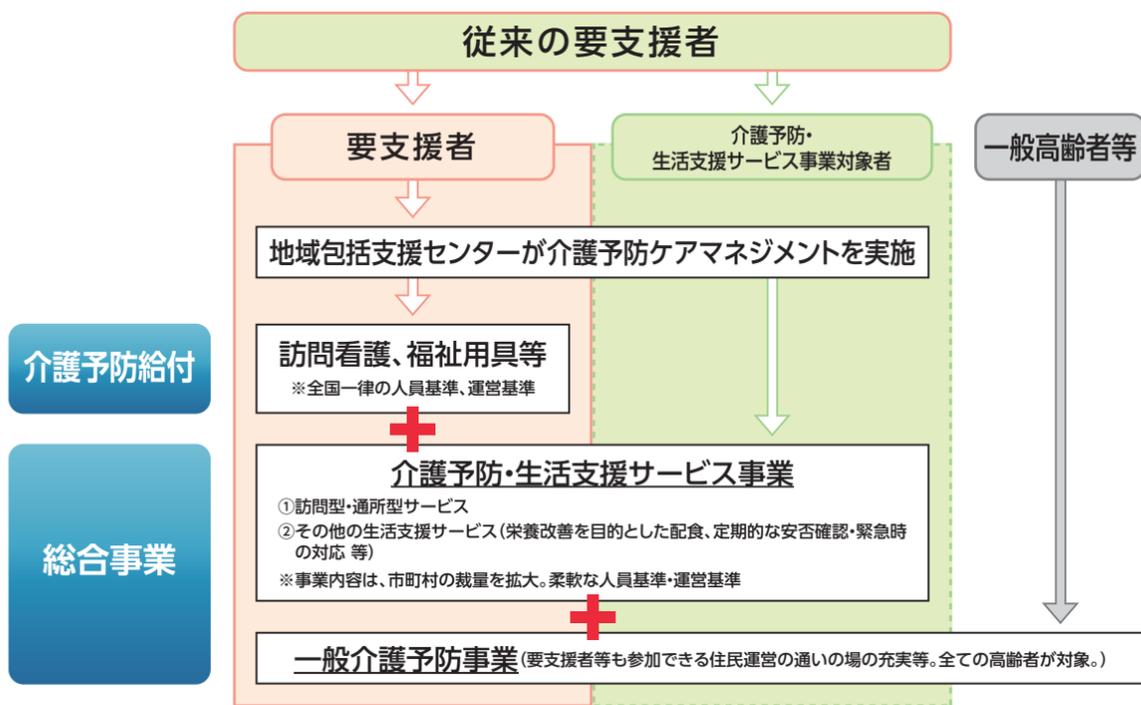


# 新しい 総合事業の推進

介護保険法改正により、新たに介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が開始されます。この事業は、要支援者等が健康を維持し、自立した生活が送れるよう、効果的で効率的な支援ができるよう、多様な主体によるサービスの充実を目指すものです。第6期計画期間(27年度～29年度)では、現在実施している介護予防事業を移行すると共に新たな事業を展開し、介護予防に軸足を置いた健康寿命の延伸を目指します。

[新しい総合事業 概要図]



## 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者に相当する方(要支援者等)の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型サービス、通所型サービスなどの事業を実施します。

### ①訪問型サービス

掃除、洗濯など日常生活上の支援を提供するサービスです。現在の介護予防訪問介護に相当するサービスについては、利用している方への影響を配慮し、国が示す基準を準用し、継続して事業

### ②通所型サービス

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。現在の介護予防通所介護に相当

者指定により実施します。

また、これまで区で実施してきたサービスや、ここにサポートなどの社会資源を連携、または新たに企画して、区の独自基準によるサービス、有償・無償のボランティア等の区民主体による支援、専門職によるサービス、移動支援や移送前後の生活支援などを多様なサービスとして実施します。

これまで区が実施してきた、おげんきランチなどのサービスを更、または新たに企画して、区の独自基準によるサービス、有償・無償のボランティア等の区民主体による支援、専門職によるサービスなどを多様なサービスとして実施します。

自立した日常生活を支援するサービスであり、一人暮らし高齢者に対する見守りと共に定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う見守りなどを実施します。

### ③その他の生活支援サービス

自立した日常生活を支援するサービスであり、一人暮らし高齢者に対する見守りと共に定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う見守りなどを実施します。

### ④介護予防ケアマネジメント

サービス事業等が適切にサービスを提供出来るようケアマネジメントするものです。地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれていた環境等に依り、ご本人が機能改善に努め、自立した生活を送れるようケアプランの作成を行います。

### ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を強化するため理学療法士訪問指導を実施するほか、リハビリ専門職等が圏域ごとに開催する地域ケア会議に参加し、指導を実施していきます。

## 一般介護予防事業

高齢者の誰もが参加し、また人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

### ①介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する方についての情報を収集す

### ②介護予防普及啓発事業

認知症予防、低栄養予防、口腔保健などの教室や講演会を地域で行い、介護予防の必要性と健康を維持するための実践的な活動の周知を図ります。

### ③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する普及事業の案内等のパンフレットなどで広く啓発活動を行い、介護予防に関する知識を普及します。

### ④一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の中で体力測定、アンケート等を実施し、事業の評価を行っていきます。

## 第6期介護保険料

保険料算定の基礎となる近年の介護給付費は、比較的緩やかに増加しており、要介護認定率や要介護者全体の介護度も国や東京都と同程度で推移しています。

区としては、こうした基本的な傾向や27年4月の介護報酬改定等の動向を踏まえ、今後、第6期介護保険料の算定を進めていきます。

### 第6期荒川区高齢者プラン「中間のまとめ」説明会

第6期荒川区高齢者プラン「中間のまとめ」の概要等をお知らせします。どなたでも参加出来ます。直接会場へお越し下さい。

日時 27年1月7日(水) 午後2時～4時  
会場 荒川区役所3階305会議室  
定員 50人(先着順)  
問合せ 福祉推進課 ☎内線2611

### 第6期 荒川区高齢者プラン(中間のまとめ)への意見(パブリックコメント)募集

対象 次のいずれかに、該当する方

- ▽区内在住・在勤・在学の方
- ▽区内に事務所や事業所を有する個人または団体
- ▽その他「第6期荒川区高齢者プラン(中間のまとめ)」により影響を受ける個人・団体

提出期限 27年1月9日(金)必着

提出方法 氏名または団体名、住所、年齢、意見を明記し、電子メール、ファックス、郵送または持参で

提出・問合せ 〒116-8770 1荒川区荒川2-2-3荒川区役所2階福祉推進課 ☎内線2611 FAX(3802)0202 電子メールアドレス fukushu.shin@city.arakawa.tokyo.jp

\*第6期荒川区高齢者プラン(中間のまとめ)の本文は、区役所2階福祉推進課・高齢者福祉課・介護保険課・情報提供コーナーの他、荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)からご覧になれます

\*頂きましたご意見は集約し、区の考え方と共に、後日公表します(住所・氏名等は公表しません)